常水

次のように改める.

H_2O：18.02

本品は，水道法第４条に基づく水質基準（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に適合する．なお，本品を井水，工業用水等から各施設において製造する場合は，当該基準によるほか，次の試験に適合する水とする．

純度試験　アンモニウム〈*1.02*〉　本品 30 mL を検液とし，試験を行う．比較液はアンモニウム標準液 0.15 mL にアンモニウム試験用精製水を加えて 30 mL とする（0.05 mg/L 以下）．